第四十八条の四の見出し中「きかなければならない者」を「聴かなければならない者等」に改め、同条中「第五十二条第四項」の下に「（法第五十三条の四第二項（法第九十六条において準用する場合を含む。）及び第九十六条において準用する場合を含む。）」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第四十八条の四の二中「及び法」を「及び」に、「、法第九十六条」を「、第九十六条」に、「第三条の二」を「第四条」に改める。

第四十八条の五中「第五十三条の三第一項第二号ロ」の下に「（法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十八条の六中「第五十三条の三第二項」の下に「（法第五十三条の三の二第二項（法第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十八条の九中「第五十七条の五第一号」の下に「（法第五十七条の八において準用する場合を含む。）」を加え、同条第一号中「掲げる」を「規定する」に改める。

第四十八条の十中「第五十七条の五第三号」の下に「（法第五十七条の八において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十九条第一項中「法第八十五条の二第一項又は法」を「第八十五条の二第一項又は」に改め、同条第二項中「法第八十五条の二第一項又は法」を「第八十五条の二第一項又は」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「名瀬市」を「奄美市」に改める。

第五十条第一項中「法第八十五条の二第一項又は法」を「第八十五条の二第一項又は」に改め、同項第一号の五ロ中「たん水」を「湛水（たん）」に改め、同項第四号の四及び第七号の六ニ中「たん水」を「湛水」に改め、同条第二項中「又は法」を「又は」に改め、同項第一号中「暗きよ排水」を「暗渠排水」に改め、同条第三項及び第四項中「又は法」を「又は」に改め、同条第五項及び第六項中「法第八十五条の二第一項又は法」を「第八十五条の二第一項又は」に改め、同条第七項及び第八項中「又は法」を「又は」に改め、同条第九項中「法第八十五条の二第一項又は法」を「第八十五条の二第一項又は」に改め、同条第十項中「又は法」を「又は」に改め、同条第十一項中「法第八十五条の二第一項又は法」を「第八十五条の二第一項又は」に改める。

第五十条の二の十一の次に次の一条を加える。

（土地改良施設等の用に供する土地の取得者）

第五十条の三　法第八十九条の二第三項において準用する法第五十三条の三第二項及び法第八十九条の二第三項において準用する法第五十三条の三の二第二項において準用する法第五十三条の三第二項の政令で定める者は、都道府県及び市町村以外の地方公共団体、農事組合法人及び農業協同組合連合会その他の営利を目的としない法人とする。

第五十二条第一項第一号中「法第八十五条の二第一項」を「第八十五条の二第一項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項第一号の二から第一号の四まで、第二号の三イ及びロ、第二号の四イ及びロ並びに第二号の五イ及びロ中「法第八十五条の二第一項又は法」を「第八十五条の二第一項又は」に改め、同項第三号中「法第八十五条の二第一項」を「第八十五条の二第一項」に、「若しくは法」を「若しくは」に改め、同項第四号中「法第八十五条の二第一項又は法」を「第八十五条の二第一項又は」に改める。

第五十二条の二第四項中「法第八十五条の二第一項」を「第八十五条の二第一項」に、「若しくは法」を「若しくは」に改め、同項第二号中「次条まで」を「この項及び次条第二項」に改め、同項第三号中「次条まで」を「この項及び次条第二項第三号」を「及び同項第三号」に改める。

第五十三条第二項中「法第八十五条の二第一項、法」を「第八十五条の二第一項」に、「若しくは法」を「若しくは」に改める。

第五十三条の九中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第三十六条の二第一項」を「第三十六条の三第一項」に改める。

第五十三条の十三を第五十三条の十五とし、第五十三条の十二の二を第五十三条の十四とし、第五十三条の十二の次に次の一条を加える。

第五十三条の十三　法第九十条の二第四項の特別徴収金の額又は同条第六項の特別徴収金の額のそれぞれ同条第五項又は第七項において準用する同条第三項の規定による算定については、第五十三条の十一の規定を準用する。この場合において、法第九十条の二第四項の特別徴収金の額の同条第五項において準用する同条第三項の規定による算定については、第五十三条の十一第二項中「第九十条第二項、第四項、第五項」とあるのは「第九十条第三項から第五項まで」と読み替えるものとし、法第九十条の二第六項の特別徴収金の額の同条第七項において準用する同条第三項の規定による算定については、第五十三条の十一中「国営土地改良事業」とあるのは「国営市町村特別申請事業」と、同条第二項中「第九十条第二項、第四項、第五項」とあるのは「第九十条第八項」と読み替えるものとする。

第七十二条第一項第一号中「法第九十四条の四の二第一項、法」を「第九十四条の四の二第一項、」に、「及び法」を「及び」に改める。

第七十二条の二中「法第百条第一項」を「第百条第一項（法第百十一条において準用する場合を含む。）」に改める。

第七十二条の三中「及び法」を「及び」に改める。

第七十二条の四中「第三十六条の二第一項」を「第三十六条の三第一項」に改める。

第七十二条の六中「法第百条の二第二項」を「第百条の二第二項」に、「及び法」を「及び」に改める。

第七十三条中「第百八条第三項」の下に「（法第百十一条において準用する場合を含む。）」を加える。

第七十五条第一項中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

第七十八条第一項第一号及び第二号中「法第八十五条の二第一項又は法」を「第八十五条の二第一項又は」に改め、同項第二号の二及び第二号の三中「又は法」を「又は」に改め、同項第二号の四及び第二号の五中「法第八十五条の二第一項又は法」を「第八十五条の二第一項又は」に改め、同項第二号の六及び第二号の七中「又は法」を「又は」に改め、同項第二号の八及び第三号中「法第八十五条の二第一項又は法」を「第八十五条の二第一項又は」に改め、同項第四号中「又は法」を「又は」に改め、同項第七号中「第三十六条第八項」を「第三十六条第九項」に改める。

附則第二条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第三条第一項中「法第八十五条の二第一項又は法」を「第八十五条の二第一項又は」に改め、同条第二項中「又は法」を「又は」に改める。

（地すべり等防止法施行令の一部改正）

第二条　地すべり等防止法施行令（昭和三十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第三十六条第八項」を「第三十六条第九項」に改め、同項の表中「暗きよ排水」を「暗渠（きょ）排水」に、「掲げる」を「規定する」に改め、同条第二項中「掲げる」を「規定する」に改める。